

奈良県と近畿大学との包括的連携に関する協定書

奈良県（以下「甲」という。）及び近畿大学（以下「乙」という。）は、相互の連携を図り、両者のより一層の発展と地域の活性化に資するため、以下のとおり、包括的連携に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互の緊密な連携と協力のもと、奈良県の特性を活かした豊かで活力のある地域社会の形成と発展に寄与するとともに、教育・研究の振興及び人材の育成を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携、協力する。

- (1) 研究、教育の推進に関すること
 - (2) 産業の振興に関すること
 - (3) 地域経済を支える人材の育成、確保に関すること
 - (4) 文化の向上及び振興に関すること
 - (5) 地域の活性化に関すること
 - (6) その他第1条の目的を達成させるために必要な事項に関すること
- 2 前項に基づく具体的な連携・協力の内容は、甲乙協議のうえ定めるものとし、必要に応じて覚書等を取交すものとする。

（連携窓口の設置）

第3条 甲及び乙は、本協定の推進に関する連携窓口をそれぞれ設置する。

- (1) 甲の窓口は、地域振興部とする。
 - (2) 乙の窓口は、農学部事務部とする。
- 2 連携窓口は、双方協議のうえ必要に応じ変更することができる。

（協定の変更）

第4条 甲又は乙のいずれかから、本協定の内容について変更を申し出たときは、その都度協議するものとする。

(守秘義務)

第5条 甲及び乙は、本協定に基づく活動において、相手側から知り得た秘密事項について、本協定の期間中及び期間終了後を問わず、その一切について守秘義務があることを確認する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

(有効期間)

第6条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成32年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の日から30日前までに、甲又は乙から申し出のないときは、さらに3年間更新するものとし、その後も同様とする。

(その他)

第7条 本協定に定めのない事項及び本協定に関して疑義が生じた事項については、甲及び乙が協議の上、決定する。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有する。

平成28年9月16日

甲 奈良県奈良市登大路町30番地
奈良県知事

乙 大阪府東大阪市小若江3丁目4番1号
近畿大学学長
